

3 第二條に規定する者が同條に規
す。
昭和三十二年一月五日印刷

昭和三十二年一月五日印刷

昭和三十二年一月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

第五部

(四五)

第四回參議院法務委員會會議錄第四号

昭和二十三年十二月十日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○刑事訴訟法施行法案(内閣提出)

午前十時三十八分開会

○委員長(伊藤修善) それではこれより委員會を開きます。裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。前回に引続きまして、質疑を継続いたします。

○松井謙吉 前々回の委員會で、質疑を留保しておいた件について、更に質疑を続行したいと思ひます。裁判所法の一部を改正する等の法律案の、第三條の、判事補の職權の特例等に関する法律、この第二條の二でありますが、三年とあります根拠を前々回の委員會で質疑をいたしましたのでありますが、その際、政府委員の方から朝鮮の判事検査が、三年経たなければ日本の判事になれない、その点の權衡上、この第二條の方の三年という期間を相当とするのであるということの一つの根拠としておられたのであります。併しその際、私に述べた裁判所構成法の六十五條は、私の解釈するところではさういふは認めない、即ち朝鮮の判事検査が三年を経たなければ、日本の判事検査事になれない、という点は、これはさういふは認めない、やはり試験の一年半を経過しなければ日本の判事検査事になれない、かように読めるのであります。これは

私の読み方が正しいと確信いたしておりますので、その權衡上三年が相当であるということとは成立しないと存するのであります。それから判事補との比較も、一つの根拠にしておられたのであります。併し、判事補も一年半の判事補に動いた人は、これは一年半で判事補になれることになっております。更に朝鮮の試験を受けました。朝鮮の判事補に令によりまして、一年半の修習をいたしました朝鮮判事補も、亦この一年半で判事検査事になれるというのとに相成つておるのであります。勿論その試験の修習を受けない者として、三年ということになっておるのであります。併し、これは今の正式の修習を受けました滿洲國の學習法官乃至高等法官試験と同日の談でないのでありまして、その試験の教育を受けない判事補が、三年経たなければ判事検査事になれない、ということも何らこの第二條の第二で、三年にしなければならぬ根拠にはならぬのであります。これは私見であります。この三年を二年にする、二年にしても尙長きに失するのではないかという疑問があるのではありません。先程申しました日本の試験にいたしました一年半、判事検査事になりまして試験にいたしました一年半、朝鮮でもその通り、又日本の判事補で試験の修習を受けた者は一年半でいいのであります。併し、滿洲國が連合國の方で偽國家である、又極東裁判でもさういふ意味合になつておるのであります。私も滿洲で審判官をし

ておりました経験があります。決して一般の官吏、殊に審判官檢察官等が左様な偽國家に協力するといつたような意味で、向うの方へ行つておつたやうなわけではないのであります。當時滿洲國で掲げておりました理想に共鳴して行つておつたのであります。むしろこちらの方でござる。當時の滿洲國の當局にむしうござる。滿洲國の被害者が多いのであります。滿洲國の司法部當局におきまして、非常に努力いたしまして、今の審判官、檢察官の修習に力をいたし、その學習法官乃至高等法官試験は相當高級な修習を要求せられておつたのであります。それが二年でなければ日本の判事検査事にならないと申しますことは、先程申しました一年間の試験修習をいたしました判事補乃至判事と比較いたしました。二年というのには尙長過ぎるとさえ考えられるのであります。その点につきましての當局の御見解を更に伺いたしたいと思います。

○政府委員(岡崎昭一君) 松井委員のお尋ねに對しましてお答えいたします。裁判所構成法六十五條の第二項の解釈についての御見解でございます。私も先だつて一應御答弁申し上げました。併し、研究いたしてみ、且つ最高裁判所の人事課における取扱について御検討をいたしてみたいのでございます。これは松井委員の御指摘通り、解釈が正しいのでございまして、前々回、私が政府委員として御説

明申し上げましたのは、私の誤解でござりましたので、この点は深くお詫びを申し上げます。即ち司法官試験たる資格を有して、朝鮮總督府判事若しくは檢察官たるものは、三年の期間を経なくとも、その地位におること、そのことによりまして、当然内地における判事又は、檢察に任ぜられる資格を得る趣旨と解釈すべきものと考えます。それから判事補に關する御見解も、これは別段松井委員と私の説明の間に食い違ひがあつたとは考えません。判事補としての修習を終え、判事補に任ぜられ、廣く一般に三年の経験を必要とするその例に鑑みまして、一應滿洲國の學習法官と、一定の官職にあつた者についても、實務修習の期間と考へまして、一應この判事補の三年という期間が標準にならう。そうすることが權衡を失しない取扱だ、かよう考へた次第でござい。併し、併し、併し、承つてみますと、全く同様の点も多々ござい。委員會におかれまして、原案の「三年」とありますのを、「二年」と御修正になることにつきましては、政府委員といひまして、敢て反對はいたさないといふことをお答え申し上げます。

○委員長(伊藤修善) 別に御質疑もなければこの程度において質疑は終了することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(伊藤修善) では質疑は結局いたし、直ちに討論に入ります。その討論に入る前にお諮りいたしますが、

第三國會以來、本案の中の圖書館の規定について問題になつておりました。が、委員會の修正案といたしまして成案を得ましたから只今朗讀いたします。

第一條第十四條の二を次のように改める。第十四條の二(最高裁判所圖書館)最高裁判所に國立國會圖書館の支分部圖書館として、最高裁判所圖書館を置く。

同條第五十六條の二を次のように改める。

第五十六條の二(最高裁判所圖書館長)最高裁判所に最高裁判所圖書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。最高裁判所圖書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所圖書館の事務を掌理し、最高裁判所圖書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は國立國會圖書館法の規定の適用を妨げない。同條中「第六十條の次に次の一條を加える。」及び第六十條の二を新設する規定を削る。

第三條中「三年」を「二年」に改める。

かように修正案の成案を得ました。が、これを委員會の修正案として討論の目的とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(伊藤修善) ではさう決定いたします。では討論は省略いたしまして直ちに採決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

第五部 法務委員會會議錄第四号

昭和二十三年十二月十日

【參議院】

○委員長(伊藤修吉) では先ず本委員会の修正案を問題に供します。本委員会の修正案通り御賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修吉) では修正案は原案通り可決いたします。次に修正部分を除く原案につきまして全部を問題に供します。修正案を除く原案についての御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修吉) 全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。では本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容については、予め御了承を願いたいと思います。尙多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

深川タマエ 星野 芳樹
大野 幸一 齊 武雄
松井 道夫 鈴木 安孝
岡部 常 宮城タマヨ
鬼丸 義賢 遠山 丙市
来馬 琢道

○委員長(伊藤修吉) 次に刑事訴訟法施行法案を議題に供します。これも前会に引続き質疑を継続いたします。先ず政府委員より先に鬼丸委員より御要求になりました資料の御説明をお願いします。

○説明員(野木新一) 前回鬼丸委員から御要求のありました資料について御説明申し上げます。お手許に配付してあります。先ず昭和二十三年十二月一日における、東京地方裁判所における刑事事件の公判開否論、これが大体鬼丸委員の御要求にかかるものに対する御回答になるわけですが、十二月一日現在における緊要事件数は三

千五百五十二件、その中十二月一日現在で一回も公判を開いていないものは千二百七十九件、全体の三六%に当るわけであり、この十二月一日現在で一回も公判を開いていない事件の中で、本年中に公判を開く見込みのは六百五十二件、全体の一八・三%に当るわけであり、それから現在一ヶ月平均受理事件数は、これは参考のためであり、一ヶ月平均受理事件数は千二百四十四件に達するようであり、本表は東京地方裁判所のみで調査しました。尙御参考のために以前に調査した資料がございますから、第二表という意味で、これもお手許に差上げることになりました。それは昭和二十三年九月二十日現在における、東京地方裁判所及び簡易裁判所における第一審刑事事件の公判期日指定調というものであり、これは九月二十日現在におけるものであります。

東京地方裁判所、期日未指定事件、まだ期日の指定してない事件、それは七百三十二件あり、これが未済事件、即ち当時緊要事件として事件に対する割合は三三%になります。その中期日未指定事件の中、事件を受理した後一ヶ月以内のもの、三百九十六件、全体の五四%、それから受理後三ヶ月以内のもの、二百五十六件、これは三五%、受理後六ヶ月以内のもの、五十三件、七・二%、受理後六ヶ月以上のものが二十七件、三・七%、次に東京簡易裁判所、これは期日未指定事件が十九件、いずれも一ヶ月以内のもの、九件、いづれも一ヶ月以上のもの、十件、あります。大体以上のございます。

○大野幸一君 刑事訴訟法を施行するに当りまして、前回委員より御発言

がありまして、後新刑事訴訟法を運用するに当つて、検事の求刑をどうするかという問題が相当やかましく論ぜられておるようであり、私はその刑事訴訟法制定のときに、これについて一應意見を申述べて置きたいと思つたのであります。が、アメリカの裁判式、即ち東京の軍事裁判などを見ても、検事の求刑がない、非常に私は感銘を受けたのであります。ところで今度公判中心主義を貫いて、すべて公判は判事の面前において展開されて、その後検事が新らしく刑の量定について求刑をするというところについては、相当考慮すべきものがあるだろうと思つてあります。す。一検事が求刑をするということば、その根拠が何処にあるかといえは、余り私はないと思つてあります。検事の求刑によつて、むしろ判事が心理的に影響を受けて、自由なる量定ができない場合もあるであらうし、或いは又検事の求刑から幾らか割引いて、八割とか六割、検事が一年六ヶ月求刑すれば一年というように、機械的に流れる虞れがある。こういう意味で判事の審理というか、責任というものが、むしろ審理に熱心にならずして、検事から何割かを引いて置く、こういうような場合もあつて、判事の怠慢を来たす、こういうことも生じて来る。或いは又昔でありますけれども、今の話ではありませぬけれども、検事局と、裁判所と面白からざることがある、検事の求刑より必ず半分にする、こういうようなことが事行われたいのであります。そうすると検事が又必ず上告をするというので、久し間検事局と裁判所の間で確執があつ

たということが昔の裁判においては見受けられたことがあつた、こういう意味でありまして、又本来から言つて刑の量定を、検事が意見を述べるといふ立場から言へば、判事のいわゆる刑の量定に対して干渉をする、こういうようにも見られる。又検事の求刑があるとならばこれを大々的に報じて、一般民衆は判決と同じような印象を受け。後に判決で無罪になつてもその方は読まないで、検事の求刑で決つたように思ふ人がある。こういうような印象を興える。そこで検事はただ公訴の提起だけがいい、控訴の異議をする、こういうのが私は最も理想的であると思ふ。今度最高裁判所においてこの規則を制定されるについては、こういう点を十分に御考慮を願つて、こういうことを希望したいためにここに発言するのであります。尤もこれに關して最高裁判所の方でルールを制定するに當つて、どうも検事さんが意見を一應述べてくれないと、熟慮されている判事さんばかりでないから、判事さんは量定について戸惑いをするということであつて、検事の求刑を参考にせずしては判事も量定に苦しむ、こういうようにならなければこれは別として、併しそういう自信がないような判事さんでは私は非常に困る、こう思ふことと、若し今般にそうであつても、一層

委員会において委員各位の意見を承るに、一人は明らかに反対の意思を表明せられたようであり、また、意見の開陳なき外の人においては、多くは賛成されてあることと見受けられることと思ふので、検察廳にそのことを意見として申述べて置きたい。尤もこれは最高裁判所においても一つ慎重にやつて頂きたいために、この意見をこの機会を借りましてここに申述べて置きたいと思ひます。

○政府委員(木内自雄) 只今の御意見は、私も御尤もな点が少々あるとかように考へる次第であります。併しなから條文の建前から行きますと、検事が求刑意見を述べることは、法律の適用、二百九十三條の條項の中にある、いわゆる「法律の適用について意見を陳述しなければならぬ」その法律の適用のうちに、当然包含してあるものと考へてゐるのであります。従つて検事が求刑の意見を述べるといふことは、決して違法なことではない、かように考へてゐる次第であります。併しながらいふの大野委員の御説は、誠に傾聴に値することでありまして、又私共もこの点については、尙いろいろ研究もいたしておるところでありまして、御趣旨に副しまして、私共も一つ更に研究して参りたいとかうに考へております。

○松井道夫君 今大野委員から述べられた点に對しまして、私も意見を述べたいと思つてゐるものであります。私は遺憾ながら大野委員の御所説には万端の賛成の意を表するわけにいかない。只今検察當局からも御答弁がありましたが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁ずる必要の理由が分らない

○松井道夫君 今大野委員から述べられた点に對しまして、私も意見を述べたいと思つてゐるものであります。私は遺憾ながら大野委員の御所説には万端の賛成の意を表するわけにいかない。只今検察當局からも御答弁がありましたが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁ずる必要の理由が分らない

○松井道夫君 今大野委員から述べられた点に對しまして、私も意見を述べたいと思つてゐるものであります。私は遺憾ながら大野委員の御所説には万端の賛成の意を表するわけにいかない。只今検察當局からも御答弁がありましたが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁ずる必要の理由が分らない

○松井道夫君 今大野委員から述べられた点に對しまして、私も意見を述べたいと思つてゐるものであります。私は遺憾ながら大野委員の御所説には万端の賛成の意を表するわけにいかない。只今検察當局からも御答弁がありましたが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁ずる必要の理由が分らない

○松井道夫君 今大野委員から述べられた点に對しまして、私も意見を述べたいと思つてゐるものであります。私は遺憾ながら大野委員の御所説には万端の賛成の意を表するわけにいかない。只今検察當局からも御答弁がありましたが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁ずる必要の理由が分らない

る御回答になるわけでありすが、十二月一日現在における緊要事件数は三

○大野幸一 刑事訴訟法を施行するに當りまして、前同僚委員より御発言

が又必ずしも告をするというので、久しの間検事局と裁判所の間で確執があつ

たが、私は求刑なるものを規則その他によつて禁する理由が分らない

のであります。事件によりまして、勿論原告の地位に立つ検事の量刑意見が非常に参考になる場合がある。弁護士がそれに対して又独自の見解を述べ、そういつた原告被告の意見をよく考へるところに、公平な裁判というものが期待できる意味もあると存するのであります。でありますから、これは規則で禁するといふようなことはせず、その事案々々によりまして、檢察官が必要と思へば大いに述べて置く、必要のないものと思へば述べて置ないで、必ず述べることにしなければならぬといふことの必要はないと思ふのであります。檢察の求刑に對する、裁判所が心理的な拘束を受けるといふようなことは、これは古い司法制度の下にあつては、そういうことは考へられなかつた。又現在はまだ過渡期でありまして、裁判所の廳舎の中に檢察廳があるといふようなところはまだ深山あるのであります。それでつい余りに親しいために、檢察官の意見に引ずられるといふようなことは、これは以前なら深山あつたのではないかと存せられるのであります。が、苟も新憲法下の、新しい民主國家として出発いたしました我が國の裁判官として、而も特別の報酬を與えられておられます裁判官といひまして、又新制度下、憲法の判断といふような、非常に重要な職責を與えられております裁判官といひまして、檢察の意見に心理的な拘束を受けるといふやうなことはあり得べきではないのであります。理論上あり得べきことではないのであります。實際上假にありといひますれば、我々はそういうことは

努力してなくするにすればそれでよろしいのであります。又そうしなければならぬのであります。新聞にいう「求刑のことを大きく書く、それを弁護士その他の被告人の防禦によりまして、輕い判決、無罪の判決があつたときに、余り書かないといふやうなことが假にあるといひますれば、これは新聞の方における今の求刑その他の裁判に對する考へ方が偏頗であつたのであります。その方を我々は正すればよいのであります。大野委員のお説は御尤もなところもあるやうであるかも知れませんが、私としては賛成できないところでありまして、これは將來規則を作る上におきまして、規則は一應できたのであります。尚諸種の改正等が將來屢々行われたいと思ひますので、その際の御参考にと述べなければなりません。

○星野芳樹 只今の問題について私は大野委員の意見に賛成するものであります。その理由は松井委員も今刑の量定を裁判官が、檢察の求刑を参考とするといふことを言われたが、實際参考としてゐるのであります。参考とする以上はすでに刑の量定に對する一種の拘束になつてゐる、先入觀念になつてゐる。こう考へざるを得ないと思ひます。こういうことは一般の社會にも、別の問題でも、よくあることで、例へば政黨とか、組合が役員を決める。それをいきなり公選にしないで、初めども公選は工合が悪いから事務局が案を作る。それがやつぱり先入觀念になる。やつぱり拘束であります。こういうことにおいて刑の量定に對して確かに拘束があると思ひます。それよりも

むしろ檢察が、こういう罪狀があり、こういう罪狀は如何なる性質であり、如何なる罪狀であるかといふことを一掃掃すれば、それに対して弁護士は、その罪狀はなかつた。或いはあつても性質が違ふ、こうだといふ弁護をし、それによつて裁判官は刑を判決するといふのが最も進んだ方法だと思ふのであります。併しながら現在の實際の事態ではそれは少し進み過ぎてはいないかと考へられます。實際裁判官が松井委員の言われるやうに、檢察の求刑を参考にして刑を量定して行くといふのが實際であるのでありますから、どうも檢察から求刑しない、はつきり量定がしにくいといふやうな程度もあるかも知れませんが、又一般にも弁護人が七年といふものを、五年にしたと言へば弁護の効果があつた。或る罪狀が性格が違つたとか、そういうことをしても一般にはまだ認めて呉れないといふやうな空氣もあるでしよう。ですから現在としては少し進み過ぎたといふ觀念でありますから、問題は少しやつぱり先に進めるのが目的なのだから、進み過ぎて少しやるべきではないか。それから新聞紙上の問題なども、新聞を改めればよいといふけれども、新聞などはこれは一般の社會事業で、その根本である法律を改めて、初めて社會が改まる。これは本末顛倒である。それで大野委員の意見に關する意味で賛成を表明しておきます。

○鬼丸義雄 今刑事訴訟法施行法の議題ですか。
○委員長(伊藤修吉) ええそうです。
○鬼丸義雄 幸い木内檢察長官もおいででありますから、この際私が昨日お尋ねいたしました点について重ねて疑義を質したいと思ひます。
新旧両法が各々手続を異にしたしておりますために生じます不都合を緩和する意味において、本法の第二條が定められておるのであります。が、追起訴の場合における處理について、旧法適用の場合と、新法適用の場合とにおいて、各々その手続が異なるとするに、自然その結果も異なる場合もあると思ふのであります。その場合に被告人といひましては、牽連事件等も考へてみますと、同じく牽連事件であるに拘らず、別な手続によつて二個の裁判を受けなければならぬといふうのことになります。これは、これは被告人にとつて非常に不利益な場合が想像されるのであります。尚刑事訴訟法が全面的に改正されました、新しい刑事訴訟法の施行によつて、新しい手続によつて、審理することが然るべきだといふことになつております。ならば、一日も速かに成るべく多くの事件は、新しい手続によつて行われまう方が、法の趣旨に適うものではないかと思ふ。今國會第三回に政府案として出されまうしたこの施行法によりまして、すでに緊要事件のうち、公判開始をしたもののみが旧法によつて處理され、審理されるものであるといふことと、國會第三回は政府案として出されておりました。それが衆議院によつて修正され、當院に修正案が参りました。當院も亦この修正案に同意しまして、本會議にかけようとしております。たゞ、時間が参りまして終に審議未了に終つております。このときに當つて今度は、政府が先に修正されました最初の案を政府案として出されたために、勿論それにはそれ／＼やはり理由があつたであらう。が、併し、このたび提出されました、現に公訴にかかつております一切の事件が、挙げて旧法によつて審理されるということになるならば、時間的にきまつても極めて短い余日しかない關係でありますために、自然緊要事件において追起訴の場合が相当予想されますので、先程お尋ねいたしましたことと、その追起訴の事件と、最初の起訴事件とが、各々別な手続によつて審理されまう關係から、どうしてもこれを併合審理するわけには参らない。従つてその結果におきまして、自然探証上の關係から、余程違つた結果を見やしないかと思ひます。この不條理なことを如何に緩和して行くか。尙政府がこのたび、先の國會第三回において出されました案と、修正案と全然違つておられます方向に對して、確かに變更されました趣旨が院議を尊重するといふことでもありましようが、その他においても定められた實際の事情を考慮に當つてのことであると思ひます。故に私共本案を審議するに當りましては、この間の実は資料を十分に検討を加えて、本案に對する賛否を決し、或いは修正をなさなければならぬ、かように考へるところから資料の提出を求めたのであります。が、時間的に許されないうちに、東京地裁のみに對しての資料を只今受領いたしましたのであります。この点に對します長官の御所見をこの際陳明したいと思ひます。

○政府委員(木内實登) 只今鬼丸委員のいろいろ御心配になりました点は、御尤もの点も多々あると、私共もさうに考へます。元來が全く從來の手続と違つた新法のために、この新法

適用前に起訴され、その後、新法適用後別罪で同一人がいわゆる追訴されたという場合におきましては、お話を通りに公判手続が二つになるわけであり、従つて二つの判決があるという事になるわけであり、お話を聞かれます。被告人に取りまして、或る程度の不利益を受けるという事も十分考えられるのであります。これは実際の適用におきまして、檢察廳においても、求刑をする場合におきましてもさうでありまして、恐らく裁判所におきましても、その点は、十分考慮勘案されて、適正妥當なる判決をされることと考へておられる次第でございます。尚さうな形になります事件というものは、極く僅かのものであると思ふのであります。又第三回國會に、政府案として提出いたしました通りにいたしまして、或る場合におきましては、鬼丸委員の御心に相成ると同じ形のものが起り得るのであります。この点は要するに劃期的な新法が実施されるという点のために起る過渡的な事情でありまして、全体として見ました場合に於いて、個々の人には或いは多少お氣の毒な点もあるかも知れませんが、全体としましては、いづれにいたしまして、不利益を受けると思はれる場合は、極く少数であるという事を御了承願ひたいのであります。

それから尙實際の手続問題といたしましては、前に出しました政府案のような形でありまして、これは實際のその仕事を担当する檢察廳におきましても、裁判所におきましても、或いは在野法曹側におきましても、これでは非常に困るという強い意見があつたのであります。そこで法務廳といたしまして、今回提出しましたやうな案、即ち起訴のときを境にして、新法を適用するということで行つた方がよいという考へを持つて、相當強く折衝しておつたのであります。結局それは容れられずして、第三回國會に提出したやうな形のもを政府案として提出いたしました次第であります。ところが御承知の通り衆議院におきましても、これはいろいろの不都合があるというわけで御修正になりました。そうして衆議院が通過いたしました。こちらの方に参りまして、当法務委員会におかれまして、この点を妥當なりとして委員會を通過いたしましたやうな次第であります。で、無論私共も希望するところであり、尙議院を尊重するといふ意味におきまして、第三回國會の修正案をそのまま政府案として提出いたしましたやうな次第でございます。

尙ちよつと申し落しましたが、この二つの手続に跨る場合に、その不利益を受ける場合におきましては、尙仮出獄とか、或いは恩赦による減刑等の手続等も活用いたしまして、さうして十分事実上の不利益を蒙るることのないやうに善処いたしたいと、かように考へておられるわけでありまして、その点を御了承下さいまして、この政府案通りに一つ御賛成をお願いいたします。と思ふのであります。

○鬼丸義實君 提出の経過について只今承りまして、御尤もだと思ひますが、何とか旧法に、例えば現在において公訴に係ります被告人に対して、その後審理中、或いは一番までの審理途上において追起訴となる場合には、これをやはりいづれかの手続を一つに纏めてやるということの点について、考慮を拂われなかつたかどうかについてこの際伺ひたいと思ひます。只今の御説明によりましてと極めて少数の事件、かようなことは少数であるといふ御説明でございしますが、若し少数のものであるといたしまして、若し少数の國民をやはり平等に扱うといふ趣旨から考えますならば少数のものは、むしろその一つの方にまとめて、なるべく不利益を避け得られるならば避け得られる方法に出ることの方がいいんじゃないかと思ひます。例えば旧法時代において公訴に係ります事件、同一被告人が同一関連事件について追起訴等がある場合には、仮令、仮令來年度にまたがります場合において追起訴がある場合においても、やはり旧法と同じ手続によつてやるということになりましますならば、必らず分離して、さうした特別の人間に対して、特別の不利益を與えるべき理由はない。実体法の相違でなくして、手続法の相違でありますからして、國の手続の欠陥からして、特別な人間に不利益を與えるといふやうなことは、避け得られるならば避けたいと思ひます。只今、先きの法案と今度の法案とにおいて、異りました趣旨についての経過は一應承りましたが、その点に對する考慮を拂われたかどうかを承りたい。これが第一点。

それから第二点としまして、近來、刑罰の應急措置法が施行されて以來、檢察の勾留期間といふものが限定されましたことの結果として、先ず事件を起訴し、それから後にやはり追起訴がある場合に、この間裁判所の方に於いて、一方の事件が進行いたしましたために、現在においてすでに同じ被告人に対して、而も同じ審級にありまします場合においても、別件として進行して、被告人が非常な不利益を蒙つておることが、近來著しく裁判所において、私共の目に留まつております。これが恰も、こつたやうなふうな過渡時代において、同じ形で以て行なわれましますことによつて受ける被告人の不利益は大変なものです。現に例へば一件の事件においては執行猶予の判決を受けた。ところが又後から事件が追つて來て、そこで後から審理のために、結局先の執行猶予は取消すやうな運命に會うやうな不利益が派山ある。一括して若し審理したならば、それを併せて執行猶予になるというやうな事件でも、前後の手続が異つておられますために、せつかく法律上の恩恵を與えた執行猶予も取消されるやうな運命におかれておられますものが現にあるのです。ちやうど本案がやはり同じやうなことに運ばれる虞れがございします。そこでこの点に對して、政府の方では、特に考へをお拂ひになつて、さうして尙且つこつたやうなところに行かないといふ結論を得たのであるかどうか、その趣旨を承りたいと思ひます。

○政府委員(木内金吾君) 御質問の第一点につきましては、私共の方も十分この立案にあたりましてその点を考慮いたし、いろいろ折衝もいたしたのであります。ところが新法適用後になつて、施行後に更に起訴した分を旧法で取扱うといふことは、これこそ本來の趣旨に反するといふやうな強い意見もありまして、従つて追訴を新法実施後、追訴されたものは新法によるという形に進むことにいたしましたのであります。先程もお話の通りに、そのために生ずる幾多の不利益といふことは、これは予想されることでありまして、この点につきましては實際の判決の上において、裁判所も考慮されることと思ひます。尙すでに旧法で記録も、當時者間に異存がなければ、異議がなければそのまま公判に証拠として提出することもできるわけでございます。それから、裁判所は十分その点について勘案できると、かように考へておられる次第であります。さうして尙先程も申しました通り、尙不利益の判決があつたと、かように思はれる場合におきましては假釈とか、或いは恩赦による減刑といふやうなことで十分随つて行けると、かように考へておられる次第であります。

それから第二の御質問の應急措置法施行以來、檢察の捜査のための勾留期間といふものが短くなつたために、更にその後別の事件で追訴される等のために判決が二つ以上になる、そのために非常に不利益を被告人が受けるじやないかといふ御質問でございします。が、檢察側におきましても、さうな不利益のないやうに十分注意してやつておるのであります。私はさうに二つの判決になつたといふ場合を現在承知いたしておりますが、御心配のやうなことも勿論予想されることがございしますが、若し今までもさういふやうなことがあるといたしますれば、これは本來被告人の不利益も考慮されるわけでございます。さうなことのないうやうに十分注意するやうにいたしたいと、かように考へております。

○鬼丸義實君 長官は實際の例を御存

在野法曹側におきましても、これでは非常に困るという強い意見があつたの

途上において追訴となる場合には、これをもやはりいづれかの手続を一つ

訴がありまする場合に、この間裁判所の方に置きましても、一方の事件が進

ありまして、従つて追訴を新法実施後、追訴されたものは新法によるという

す。
○免丸義實君 長官は実際の例を御存

じないという率直なお話でございますから、この際はお願いしておきたいと思ひます。実は現場の方におきま

察にそのまゝ緊縮しておるし、そうし

直なる御意見を伺つて、現在の法規の

んの点がいろいろ論議的になるのだ

よつて、一層早く解決すること、か

それは、検事の勾留期間が十日に制限

て私は行なつて貰ふなければならん

れ、その後には他の事実が発覚したた

るの問題を起すということのないよう

限が終り、検事勾留の期限になつた

新しい方法もございいます。ところが今日

おる私の申上げました検事勾留期限を

筋すべきである、かように考へてお

し、或いは検察事務官の方において調

る場合もありましよう。そうして検事

の検事勾留になりまして期限という

は、法的措置を取るに非ざれば、人権

おいて勾留中の被告を調べるというこ

に考へますので、又御心配になつて

は思つておりません。或いは適法だと

いうことにこじつけてる言ひ訳に過ぎんという手段に過ぎない、又裁判所のいわゆる勾留をこれは起訴しておりまふ事件についての外部との連絡、いわゆる証憑煙滅、逃走等を防ぐ意味においてのいわゆる裁判所の勾留だと思ひます。検事が次に同じ被告に対する検事事実を調べるための勾留じゃないと私も思ひます。いわゆる裁判所が被告を勾留いたしました。いわゆる被告を勾留いたしました。起訴にかかります事件について勾留をして、その事件の審理のための勾留だと思つております。同じ被告に対する他の事件の嫌疑のためにその勾留をしておるものじゃないかと思ひます。然るに現実の事實はこの一件によつて起訴し、それによつて勾留しておりますところに便乗をして他の事件の方に専らこれを利用しておりますことはもう覆うべからざる一つの事實であります。或るほど違法でないということに對します一つの限界はできるであります。う。できるであります。うけれども法の趣旨からいたしましてならば私はいかなる口実を以てするといつたとしても法の趣旨には絶対適わんことではないかと思ひます。裁判所の勾留いたしましたのは起訴の範囲以外に出ることはできないのであります。若しその検事が新しい事件によつて強制捜査の必要上勾留するといふわけでありますれば、その起訴事件に対する意味においての勾留ならいいわけでありまふ。裁判所が少くとも勾留しております勾留といふものの趣旨はすなわち起訴にかかります事件の範囲に留まるべきものと私も信じておりますので長官は現にさうなことを行われております

ることが何ら違法に非ず法の趣旨に副つておる取扱ひだと御察察になつておとかがどうか重ねてその点を伺ひたいと思ひます。
○政府委員(木内曾益君) 御質問の本來勾留所に送るべきものを代用監獄といふことになつておるために警察等に置くのが間違つておるのではないかとこの意味の御質問に對しましては、私も努めて警察に置くよりも勾留所の方に送り込みたいのであります。が、御承知の通り刑務所は非常に今日狹隘を感じておるような次第でありまして、その意味におきまして法務廳におきましても勾留所の増設と或いは刑務所の増設といふようなことに努力しておるわけでありまふが、なか／＼思ふやうに行かないために止むを得ず警察を代用監獄として使つておる次第であります。この点は私もなんとかして一日も早く解決のできることを心から願つておる次第でございます。
それから一つの事件で起訴されて、その勾留中に更に他の事實を調べることは違法ではないかという更に御質問がありました。この点は私先程申し上げました通りに、或る程勾留はその事件についての勾留であるといふことについては、誠に御説の通りであります。が、併しながら勾留されておる被告を更に他の事件について調べることは、違法であるとは、かように考へておらない次第でございます。
○委員長(伊藤修君) この程度で質疑を終了することに御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり。
○委員長(伊藤修君) 質疑は終了いたしました。直ちに討論に入りたいと思ひます。別に御発言もなければ討論を打ち切り、直ちに採決に移ることに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり。
○委員長(伊藤修君) では採決に入ることになります。原案全部を問題に供します。原案全部に御賛成の方の御起立を願ひます。
「総員起立」
○委員長(伊藤修君) 全会一致原案通り可決すべきものといたします。本會議における委員長の口頭報告の内容については予め御諒承を願つて置きます。尙多数意見者の御署名を願ひます。
多数意見者署名
深川タマエ 星野 芳樹
大野 幸一 齋 武雄
松村眞一郎 岡部 常
鈴木 安孝 來馬 琢道
宮城タマヨ

○委員長(伊藤修君) 本日はこれをして散会いたします。
午前十一時五十一分散会
出席者は左の通り。
委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義實君
岡部 常君
宮城タマヨ君
委員 大野 幸一君
齋 武雄君
鈴木 安孝君
遠山 丙市君
深川タマエ君
來馬 琢道君
松井 道夫君
松村眞一郎君

政府委員 星野 芳樹君
檢察長官 木内 曾益君
法務廳事務官 岡咲 恕一君
第一局長
説明員 法務廳事務官 野木 新一君
檢察局長 務課長